Report 02

八都県市首脳会議における廃棄物問題への取組

1. はじめに

八都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会は、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市及びさいたま市の首長により構成される八都県市首脳会議において、廃棄物問題に関する諸施策を協議及び実施する機関です。「減量化・再資源化部会」及び「適正処理部会」の2つの部会において、さまざまな事業を実施しています。

2. 平成21年度の主な取組

(1) 3Rの普及促進

減量化・再資源化部会では、廃棄物の3R（Reduce：発生抑制、Reuse：再使用、Recycle：再生利用）の推進のため、広域的な普及啓発活動を展開しています。平成21年度は、3R推進月間である10月に、コーヒーショップ等の協力事業者（計1,671店舗）と連携してマイボトルの使用を呼びかける「八都県市はマイボトル宣言」キャンペーンを実施しました。

また、容器包装リサイクル法に規定する特定事業者に対する容器包装減量化等の取組支援や、消費者に対する環境に配慮した製品の購入を促進する「八都県市容器包装ダイエット宣言」の認知度向上を併せて図るため、電車車体広告（ラッピングトレイン）及びポスターによる電車広告を活用した広報を実施しました。（写真1）



写真1 ラッピングトレインによる啓発（JR京浜東北線）

「八都県市はマイボトル宣言」ロゴ　「容器&包装ダイエット宣言」ロゴ

(2) 廃棄物適正処理の推進

適正処理部会では、電子マニフェストの普及促進及び廃棄物適正処理の推進等を図るため、情報処理センター（財団法人日本産業廃棄物処理振興センター）の協力により、産業廃棄物の排出事業者及び処理業者を対象として電子マニフェスト加入状況等に関する実態調査（3を参照）を実施し、啓発パンフレット「廃棄物の適正処理と電子マニフェスト」を発行しました。

また、10月23日には、産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会（「産廃スクラム29」）と共同で、高速道路インターチェンジ等において産業廃棄物収集運搬車両の積載物やマニフェストを検査する一斉路上調査を実施しました。

3. 報告 ―電子マニフェスト等実態調査の結果―

平成21年6月から7月までに実施した「八都県市・電子マニフェスト及び廃棄物適正処理に関する実態調査」の結果概要は次のとおりです。

(1) 調査区分、調査対象及び回答率

調査は、次の2つの区分により実施しました（表1）。

(2) 電子マニフェストに関する調査結果（抜粋）

この実態調査では、排出事業者及び処理業者の双方の結果を対比させることで、次のような実態が浮かび上がりました。

表1 調査区分、調査対象、対象事業者数及び回答率

調査区分	調査対象	対象事業者数	回答率
A調査（排出事業者調査）	多量排出事業者	974	77.4%
B調査（処理業者調査）	収集運搬業者	561	64.8%
	処分（中間・最終）業者	608	

八都県市首脳会議 廃棄物問題検討委員会

❶電子マニフェスト加入状況（加入率）

電子マニフェスト加入率は、処分（中間・最終）業者では比較的高くなっていますが、排出事業者や収集運搬業者では2割程度と低い状況です（表2）。

❷電子マニフェスト加入事業者の利用状況

排出事業者では、加入者の半数以上がすべて又は主に電子マニフェストを利用しています（表3）。一方、処理業者で主に電子マニフェストを利用している事業者の割合は、1割程度でした。

❸電子マニフェストの導入経緯

導入経緯については、排出事業者では「自主的に加入（能動的に加入）」が多いのに対し（59%）、処理業者では「排出事業者からの紹介又は要請（受動的に加入）」が多く（64%）、対照的な結果が得られました。

❹電子マニフェストに加入しない理由

加入しない理由としては、排出事業者及び処理業者の両者ともに「委託先（処理業者）又は委託元（排出事業者）が未加入」を最も大きな理由として上げました（排出事業者：未加入者の54%、処理業者：同52%）。

表2 電子マニフェスト加入率

	加入率
排出事業者	22%
収集運搬業者	18%
処分（中間・最終）業者	60%

表3 電子マニフェスト加入事業者の利用状況

利用状況	排出事業者	処理業者
すべて電子マニフェストを利用	10%	1%
主に電子マニフェストを利用	60%	10%
主に紙マニフェストを利用	30%	87%
その他	—	2%

（3）調査結果のまとめ

調査結果から、排出事業者の電子マニフェスト加入率が低いため、加入している処理業者においても電子マニフェストの利用率を高めることができない状況がうかがえました。電子マニフェストの利用には、排出事業者、収集運搬業者及び処分業者の三者すべての加入が必要であり、処理業者から排出事業者へ、広く電子マニフェストの普及が促進されれば、結果として加入処理業者の利便性も高まるはずです。

そこで、本委員会では、加入している処理業者が取引先排出事業者に加入を促すための啓発素材として、パンフレット「廃棄物の適正処理と電子マニフェスト」を発行しました。パンフレットの活用を希望される事業者には、送付させていただきますのでご連絡ください。

（調査結果の詳細は、本委員会の運営するホームページ「八都県市リサイクルスクエア（http://www.8tokenshi.jp）」に掲載してあります。）



八都県市パンフレット

4. 今後の取組

八都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会では、今後も資源循環型社会の構築を目指してさまざまな事業を実施してまいりますので、関係各位のご協力をお願いします。

この記事に関する問合わせ先
さいたま市環境局環境共生部産業廃棄物指導課（平成21年事務局）
TEL 048-827-8508 FAX 048-827-8517 e-mail sangyo-haikibutsu-shido@city.saitama.lg.jp